中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業公募要領

1 実施主体(応募主体)

民間団体

※次のすべての要件を満たす民間団体とする。

- 本事業を適確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等 について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有している こと。
- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者である こと。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

2 実施期間

1年間とする。(採択日~平成30年3月31日まで)

※事業実施団体の採択日が平成29年4月1日を超える場合は、採択日以降に実施する事業に係る経費について補助するものとする。

3 対象事業

実施団体は、以下の取組を行うものとする。

(1) 中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業

介護事業所において、中核的な役割を担う介護福祉士を育成するため、専門性を高めるための分野別の研修プログラムを開発し、介護サービスを提供する施設等において当該研修プログラムに基づいた研修をモデル的に実施し、その結果を踏まえた研修実施のためのガイドラインを策定する。

ア 中核的な役割を担う介護福祉士に必要な専門分野の検討

実施主体において、学識経験者等の介護福祉士の養成に精通している者で構成する検討の場を設け、介護現場において中核的な役割を担う介護福祉士に求められる役割を踏まえた上で、育成に必要な専門分野と修得すべき内容を検討し、各分野に係る知識・技術を修得するための研修プログラムを策定する。

イ モデル事業実施事業所の選定

アで検討した研修プログラムを実施するモデル事業実施事業所 を選定する。実施する事業所については、特別養護老人ホーム、 老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、通所介護等の介護サービスを提供する事業所を選定し、計20事業所程度で実施するものとする。

ウ モデル事業実施にかかる指導担当者の選定

実施主体は、研修プログラムに基づいた研修が円滑に行われるよう、モデル事業を実施する事業所に派遣する指導担当者を確保し、モデル事業を実施する事業所に対して、研修プログラムの策定や定期的な訪問による評価などの支援を行わせるものとする。

エ 指導担当者による実施

モデル事業を実施する事業所において、研修受講の対象となる 職員を選定し、指導担当者の支援を受けながら、研修プログラム に基づいた研修を実施する。指導担当者はモデル事業の結果について取りまとめ、実施主体へ報告する。実施主体は、モデル事業 の結果を踏まえて、中核的な役割を担う介護福祉士の育成に向けた研修ガイドラインを策定する。

(2) 成果の報告

事業の成果について、報告書をとりまとめ、国へ提出するものとする。

4 補助基準額及び対象経費

(1)補助基準額

補助基準額は、厚生労働大臣が必要と認める額とする。

(2) 補助率

定額(対象経費の10/10)

(3)補助対象経費

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、原材料費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料、広告料)、使用料、賃借料、委託費、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)

5 公募手続

(1) 提出書類

<事業実施計画に係る書類>

- 中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業への 応募について(別紙1)
- 事業実施計画書(別紙2)
- 事業所要額内訳書(別紙3)
- 人件費、旅費、諸謝金の支給基準(所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた資料)

- <実施団体の概要、活動状況に係る書類>
- 団体の概況書(別紙4)
- 定款又は寄付行為
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
- <実施団体の経理状況に係る書類>
 - 平成29年度収入支出予算(見込)書抄本(様式なし)
 - 理事会等で承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、 財産目録)、監事等による監査結果報告書(様式なし)

(2) 提出期限

平成29年5月15日(月)必着

※提出期限を経過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限 の厳守について特に留意すること。

(3) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

マンパワー企画係 鈴木・田村 宛

※封筒表面に、赤字で「『中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業』応募書類在中」と記載のこと。

TEL: 03-5253-1111 (内線: 2849)

FAX: 0 3 - 3 5 9 1 - 9 8 9 8

6 事業採否の決定方法について

事業の採否については、別紙様式を提出した実施団体について、当省に設置する評価委員会による評価を踏まえて決定する。

(1) 評価委員会による評価について

応募のあった事業のうち、別に定める評価委員会設置要綱に基づく評価 委員会において総合的な評価を行い、採否を決定する。

(2) 結果の通知等

実施団体決定後、速やかに書面にて結果の通知を行います。

なお、補助金については、実施団体決定の通知後に必要な手続きを経て、交付する。

(3) その他

以下の事項について、あらかじめ御了承ください。

- ・ 評価は非公開で行うこと。
- ・提出された企画書等は返却しないこと。
- ・ 実施団体の決定について、個別の問い合わせに応じないこと。